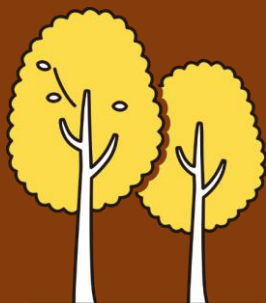


令和4年改正 建築物省エネ法・建築基準法

木造建築物に関する改正項目



2022

改正建築物省エネ法・改正建築基準法 公布

『脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）』

住宅金融支援機構法

住宅の省エネ改修に対する低利融資制度の創設

2023

建築基準法

省エネ改修や再エネ設備の導入に支障となる高さ制限等の合理化、採光規定の見直し

2024

建築基準法

防火規制の合理化

2025

建築物省エネ法

原則全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付け

建築基準法

建築確認審査の対象となる建築物の規模の見直し
構造規制の合理化

建築士法

二級建築士の業務範囲の見直し

※本資料で示すスケジュールは、現時点での予定であり、見直す場合があります。

2022(令和4)年6月に「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」(令和4年法律第69号)が公布されました。

本資料は、改正法に基づき措置される規定のうち、**木造建築物に関連する主な改正内容**をまとめたものです。改正に関する最新情報等、より詳しい内容については、国土交通省のホームページでご確認いただけます。



住宅金融支援機構による、個人向け住宅の省エネ・再エネに資するリフォームに利用可能な低利融資制度（グリーンリフォームローン）を創設します。

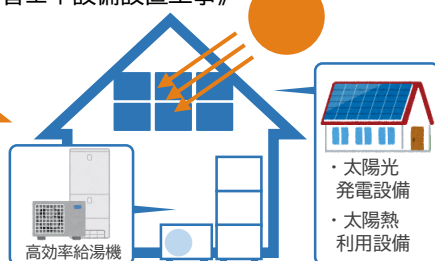
➤ 制度概要・融資対象

- ✓ 住宅における「断熱改修工事」または「省エネ設備設置工事」を含む工事が対象（融資額：最大500万円）
- ✓ 省エネ性能を著しく向上させる（ZEH水準を満たす）リフォームの場合は、金利を引き下げ
- ✓ 満60歳以上の方は、月々の返済額を利息分のみとする「高齢者向け返済特例」の利用が可能

《断熱改修工事》



《省エネ設備設置工事》



●詳細は住宅金融支援機構のホームページでご確認ください



省エネ改修や再エネ設備の導入に支障となる高さ制限等の合理化

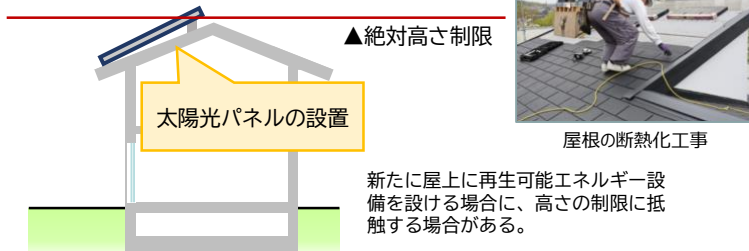
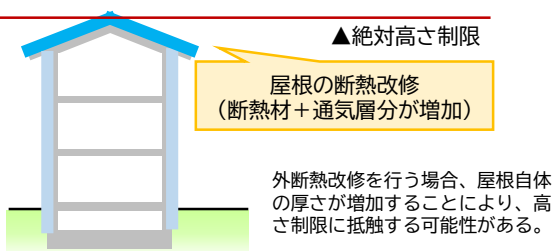
2023年4月施行

既存の建築物を対象に、屋外に面する部分での省エネ改修等の工事により、高さ制限や容積率、建蔽率制限を超えることが構造上やむを得ない場合の特例許可制度を創設します。

➤ 特例許可制度の対象1

第一種低層住居専用地域等や高度地区における高さ制限について、屋外に面する部分の工事により高さ制限を超えることが構造上やむを得ない建築物

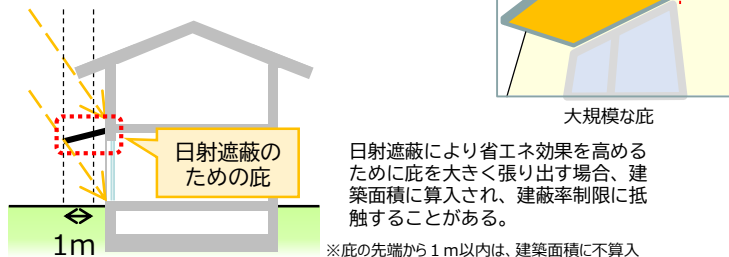
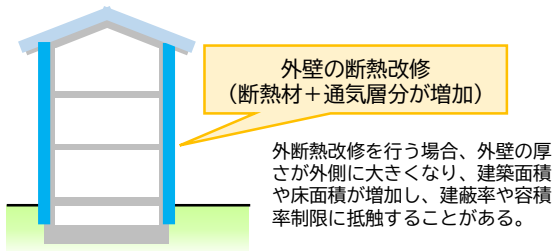
＜構造上やむを得ないものの例 ※省令で規定予定＞



➤ 特例許可制度の対象2

屋外に面する部分の工事により容積率や建蔽率制限を超えることが構造上やむを得ない建築物

＜構造上やむを得ないものの例 ※省令で規定予定＞



採光規定の見直し

2023年4月施行

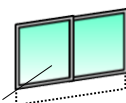
住宅の居室に必要な採光に有効な開口部面積について、引き続き、原則1/7以上を求めつつ、一定条件の下で1/10以上まで緩和します。

➤ 合理化イメージ

事務所から住宅へ用途変更するケース

必要な大きさの開口部を確保する改修は、**一定の照明設備の設置（告示で規定予定）**によって不要

一定の照明設備の設置により、住宅の居室に必要な採光に有効な開口部面積を1/10まで緩和



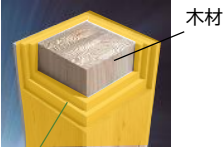
3000㎡超の大規模建築物について、構造部材の木材をそのまま見せる「あらわし」による設計が可能な新たな構造方法を導入します。

➤ 現行

以下のいずれかの設計法とすることが必要

- ✓ 壁・柱等を耐火構造とする
- ✓ 3000㎡ごとに耐火構造体で区画する

耐火構造



木材を不燃材料で覆う必要

➤ 改正後

火災時に周囲に大規模な危害が及ぶことを防止でき、**木材の「あらわし」による設計が可能な構造方法**を導入します

<政令・告示で規定する構造方法の例>

- ・大断面の木造部材を使用しつつ、防火区画を強化すること等により、火災による延焼を抑制し、周囲への延焼を制御できる構造

燃えしろ設計法
(大断面材の使用)



燃えしろ厚さの確保

防火区画の強化等により
延焼を抑制



耐火性能が要求される大規模建築物においても、壁・床で防火上区画された範囲内で部分的な木造化を可能とします。

➤ 現行

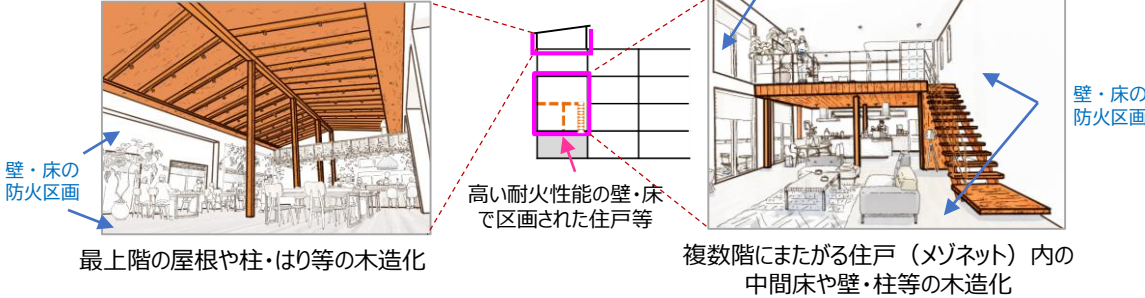
耐火性能が要求される大規模建築物において、壁・柱等の全ての構造部材を例外なく耐火構造とすることを要求

➤ 改正後

防火上・避難上支障がない範囲内で、**部分的な木造化**を可能とします

<政令・告示で規定する防火上・避難上支障がない範囲>

- ・壁・床で防火上区画され、当該区画外に火災の影響を及ぼさない範囲



壁・床の防火区画

最上階の屋根や柱・はり等の木造化

高い耐火性能の壁・床で区画された住戸等

一定の性能を有する防火設備

壁・床の防火区画

複数階にまたがる住戸（メゾネット）内の中間床や壁・柱等の木造化

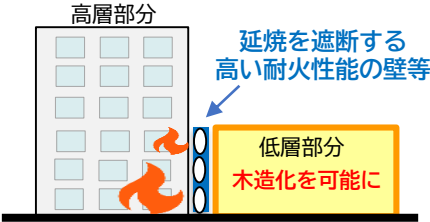
防火上分棟的に区画された高層・低層部分をそれぞれ防火規定上の別棟として扱うことで、低層部分の木造化を可能とします。

➤ 現行

低層部についても、高層部と一体的に防火規制を適用し、建築物全体に耐火性能を要求

➤ 改正後

高い耐火性能の壁等や十分な離隔距離を有する渡り廊下で**分棟的に区画された高層部・低層部をそれぞれ防火規定上の別棟として扱う**ことで、低層部分の木造化を可能とします



高層部分

延焼を遮断する高い耐火性能の壁等

低層部分
木造化を可能に

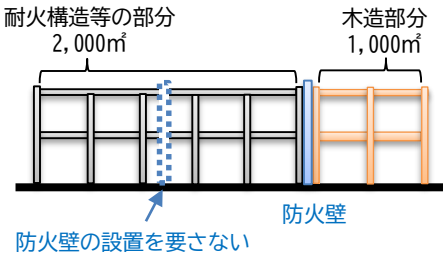
他の部分と防火壁で区画された耐火構造等の部分には、防火壁の設置は要さないこととします。

➤ 現行

木造部分と一体で耐火構造又は準耐火構造の部分計画する場合、耐火・準耐火構造部分にも防火壁の設置が求められる

➤ 改正後

他の部分と防火壁で区画された**1000㎡超の耐火・準耐火構造部分**には、**防火壁の設置は要さない**こととします



耐火構造等の部分
2,000㎡

木造部分
1,000㎡

防火壁

防火壁の設置を要さない

原則全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付け

2025年4月施行予定

省エネ基準への適合義務の対象を、小規模非住宅、住宅にも拡大します。また、建築確認手続きの中で、構造安全規制等と一体的に適合性の審査を行います。

➤ 建築主の義務等

	現行			改正	
	非住宅	住宅		非住宅	住宅
大規模 2,000㎡以上	適合義務 2017.4～	届出義務	➡	適合義務 2017.4～	適合義務
中規模	適合義務 2021.4～	届出義務		適合義務 2021.4～	適合義務
300㎡未満 小規模	説明義務	説明義務		適合義務	適合義務

※政令で定める規模(10㎡を想定)
以下の建築物は適合義務の対象外

➤ 関連する改正事項

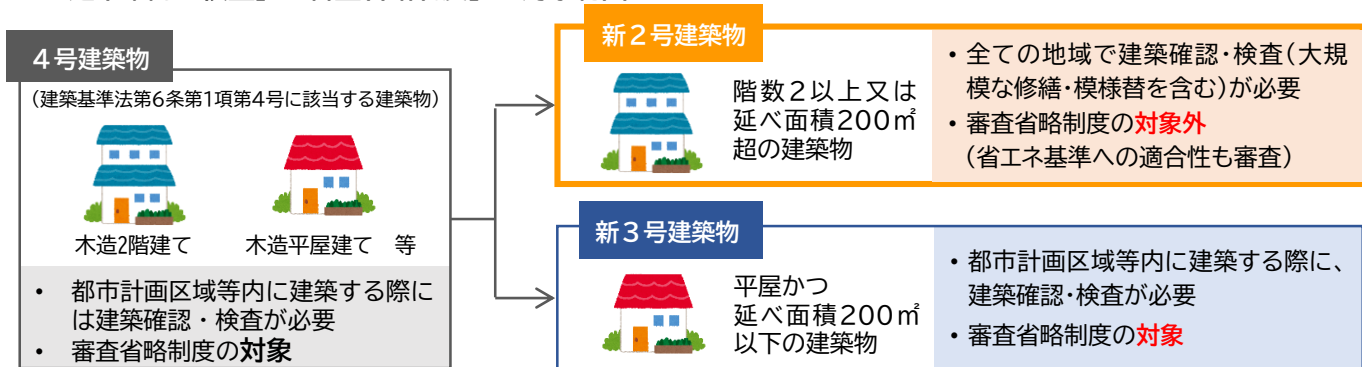
- ❑ 増改築を行う場合に基準適合を求める範囲
 現行 増改築後の建築物の全体
 改正 増改築を行う部分のみ
- ❑ 適合性審査の対象外となる建築物
 (基準への適合は必要です)
 ✓ 建築確認の対象外の建築物
 ✓ 建築基準法における審査・検査省略対象の建築物
- ❑ 仕様基準を用いるなど審査が比較的容易な場合は、省エネ計算適合性判定は省略されます

建築確認審査の対象となる建築物の規模の見直し（4号特例の見直し）

2025年4月施行予定

木造建築物に係る建築確認の対象が2階建て以上または延べ面積200㎡超の建築物に見直されます。また、建築確認検査の審査省略制度は、平家かつ延べ面積200㎡以下の建築物に縮小されます。

➤ 「建築確認・検査」「審査省略制度」の対象範囲



構造規制の合理化・二級建築士の業務範囲の見直し

2025年4月施行予定

高度な構造計算までは求めない、簡易な構造計算(許容応力度計算)で建築できる範囲を高さ16m以下まで拡大します。また、構造計算が必要となる規模を延べ床面積300㎡超に拡大します。あわせて、二級建築士の業務範囲を「階数3以下かつ高さ16m以下」に変更します。

➤ 木造建築物の構造計算対象の規模

高さ 規模		高さ13m以下※ ※軒高9m以下	高さ13m※超 60m以下 ※軒高9m超	高さ 60m超
階数2 または 階数1	500㎡ 以下	仕様規定	高度な 構造計算	時刻歴 応答解析
	500㎡ 超			
階数3		簡易な構造計算 許容応力度計算		
階数4以上				

※階数は地階を除く。

高さ 規模		高さ16m以下	高さ16m超 60m以下	高さ 60m超
階数2 または 階数1	300㎡ 以下	仕様規定	高度な 構造計算 許容応力度等計算 保有水平耐力計算 限界耐力計算	時刻歴 応答解析
	300㎡ 超	簡易な構造計算 許容応力度計算		
階数3				
階数4以上				

※階数は地階を除く。

小規模な伝統的木造建築物等について、高度な構造計算により構造安全性を確認した場合でも、構造設計一級建築士が設計又は確認を行い、専門的知識を有する建築主事等が建築確認審査を行う場合は、構造計算適合性判定を不要とします。

➤ 小規模建築物（法第20条第1項第四号に掲げる建築物）における高度な構造計算の場合の建築確認の手続き



※1 構造設計一級建築士 ※2 専門的知識を有する建築主事等（構造計算適合判定資格者を想定）

※この他、省エネ化等による建築物の重量化に対応するため、木造建築物の構造基準の見直しを予定しています。